

学年制と単位制の違いについて

	学 年 制	単 位 制	
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学年による教育課程の区分を設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・進級規定があるので、学習意欲の低い生徒にとっては学年ごとのハードルを超えていくことを目指して学習に取り組むことができる。 ○ 教育課程では、学年の区分に従って学校が定めた教科科目を履修する。 <ul style="list-style-type: none"> ・必修科目や進路決定に必要な科目はほぼ決まっているので、効率的な学習ができるカリキュラムを生徒に示しやすい。 ○ 教育課程の弾力的な運用が行いにくい。 <ul style="list-style-type: none"> ・未履修になった科目が1科目でもあれば、原級留置（留年）になるので、2学期制による半期の単位認定は、リスクが高い。また、通信制との併修や高卒認定試験による単位認定は、卒業条件の緩和にはつながらない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学年による教育課程の区分を設けない。 <ul style="list-style-type: none"> ・1年次生、2年次生、3年次生と入学年度から年次が進む。 ・科目の履修状況や単位の修得状況に関わらず、ホームルームは同じ入学年度の生徒と編成できる。（進級規定はない） ○ 教育課程では、大学のような自由選択制を実施することができ、生徒の個性や進路目的に応じた時間割を作成できる。 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模校では現実的ではない。（科目当たりの生徒数が少ない。教員配置で加配が必要。） ○ 教育課程の弾力的な運用が行いやすい。 <ul style="list-style-type: none"> ・2学期制による半期の単位認定が行いやすい。病気や怪我で長期欠席をした場合、半期の科目は未履修となるが、進級規定はないので、3年間で卒業することは可能。 ・通信制との併修や高卒認定試験による単位認定が行いやすい。 	
	卒業規定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習指導要領では74単位以上としているが、学校ごとに下限の単位数を教務内規で定めている。 <ul style="list-style-type: none"> ・本県の学年制高校では82単位の学校が多い。（ロングホームは除く。5単位までは未修得でも卒業可） ○ 本県では、3年間で87単位のうち82単位以上で卒業、75単位から61単位は卒業延期、74単位以下は原級留置の学校が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習指導要領では74単位以上としているが、学校ごとに下限の単位数を教務内規で定めている。 <ul style="list-style-type: none"> ・本県の単位制高校では74単位の学校が多い。
	進級規定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 進級規定がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・学校が定めた科目をすべて履修すること （本県の県立高校では授業時数の3分の2以上の出席をもって履修としている） <ul style="list-style-type: none"> → 1科目でも未履修であれば原級留置 ・進級に必要な修得単位数を定める （本県の県立高校では1年間29単位のうち17単位以上の修得を条件としている学校が多い） <ul style="list-style-type: none"> → 一定の科目が未修得となると原級留置（例では13単位の科目が未修得となると原級留置） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 進級規定がない。 <ul style="list-style-type: none"> ・単位制を実施している総合学科高校などから、進級というハードルがないために、学習意欲の低い生徒を指導しにくいという声がある。 ・しかし、卒業規定に定められた単位数を修得しなければならないというハードルはあり、1年次でも指導は同様に行うことができる。
未履修や未修得の生徒への支援	<p>(1) 未履修の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1科目でも未履修があれば原級留置なので、同じ学年でもう一度、学習することに向けての面接指導等が必要。 	<p>(1) 未履修の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 必修科目が未履修の場合は、2年次以降で履修する必要がある。 ○ 学校外の学修による単位認定 <ul style="list-style-type: none"> ・原級留置にならないので、年次が進んだ段階で、高卒認定試験の合格科目を自校の単位として認定できる。 ・原級留置にならないので、年次が進んだ段階で、通信制との併修制度により、通信制で認定された単位を自校の単位として認定できる。 	
	<p>(2) 未修得の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 修得単位数が進級規定に達しない場合は、原級留置で、再度、当該学年の科目をすべて履修。 イ 修得単位数が進級規定に達した場合 <ul style="list-style-type: none"> ○ 追試験の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・進級後に年2回実施する学校が多い ・事前指導を行ったうえで、追試験を行い、合格すれば5段階評価を「1」から「2」に修正する。 ○ 学校外の学修による単位認定 <ul style="list-style-type: none"> ・高卒認定試験や英検、漢検などを自校の単位として認定 	<p>(2) 未修得の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 3年次を終了する時点で修得単位数が卒業規定に達しない場合は、4年次に卒業規定に達するように不足する単位数の科目を履修・修得する。 ○ 追試験の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・追試は実施せず、成績会議で未修得が決定した後に、年度内に補習や再試験などを行ったうえで、年度末（3月31日まで）に単位認定を行う学校もある。 ○ 学校外の学修による単位認定 <ul style="list-style-type: none"> ・高卒認定試験や英検、漢検などを自校の単位として認定 	

【補足】

* 「履修」は、科目を学習したと認定すること、「修得」は、科目の内容を修めたと認定することであり、その科目を履修したうえで修得すれば単位を認定される。

* 現在の単位制高校

全日制	普通科	高知丸の内高校 ※ 県立高等学校再編振興計画により H29 年度から城山高校、高岡高校、大方高校が全日制単位制に改編する
	総合学科	室戸高校、高知東高校、春野高校、須崎高校、宿毛高校 ※ 県立高等学校再編振興計画により H29 年度から須崎高校、が全日制学年制普通科に改編する
	商業科	伊野商業高校
定時制	昼間部	中芸高校、高知北高校、大方高校
	夜間部	すべての定時制の課程（室戸高校、中芸高校、山田高校、高知東工業高校、高知工業高校、佐川高校、高岡高校、須崎高校、大方高校、宿毛高校、清水高校）
通信制		すべての通信制の課程（高知北高校、大方高校）